

酪農経営安定対策

【(所要額) 31,720 (31,536) 百万円】

対策のポイント

加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を行います。

<背景／課題>

- 酪農においては、加工原料乳生産者補給金制度による生乳の用途別取引を推進しつつ、加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填等を行うことにより、全国の酪農経営の安定を図ることが必要です。

政策目標

生乳の生産量

○ (795万 t (平成20年度) → 800万 t (平成32年度))

<主な内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付等

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付します。

また、生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造する取組を支援します。

加工原料乳生産者補給金[所要額]	31,084※ (22,743) 百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：(独)農畜産業振興機構
国産乳製品供給安定対策事業※	610 (8,767) 百万円
	補助率：1/2以内
	事業実施主体：指定生乳生産者団体

※ チーズ向け生乳を加工原料乳生産者補給金の対象に加えることに伴い、従来のチーズ向け生乳供給安定対策事業については、チーズ助成金相当額を加工原料乳生産者補給金に計上するとともに、生産者需給調整機能強化対策については、名称を変更。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

加工原料乳の取引価格が補填基準価格を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続[推進事務費]	11 (12) 百万円
	補助率：定額、3/4以内、1/2以内
	事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

3. 乳製品国際規格策定・品質確保活動のための支援

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、国際乳製品規格に我が国の意見を反映させるための活動、乳製品の品質確保のための取組等を支援します。

乳製品国際規格策定・品質確保支援事業
(前年度：乳製品国際規格策定活動支援)

16(14)百万円

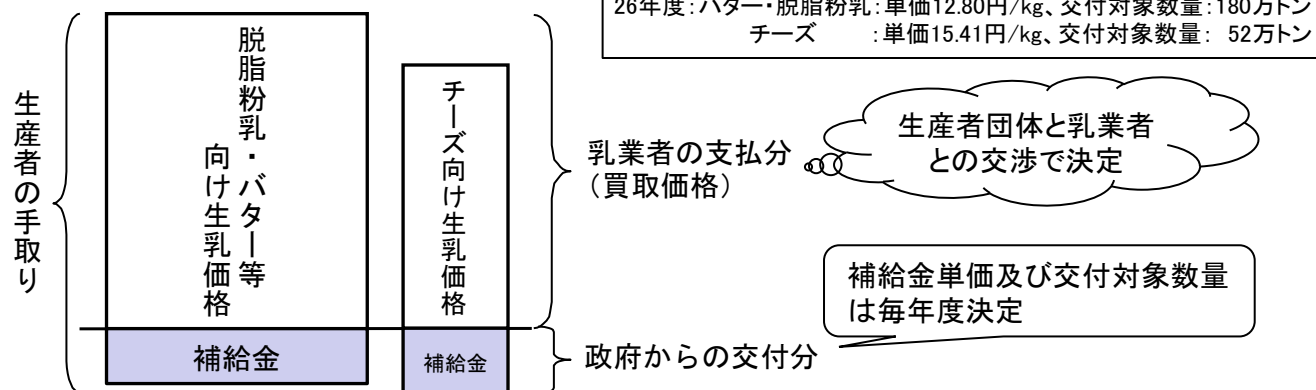
補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：(公財)日本乳業技術協会

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課(03-3502-5987)]

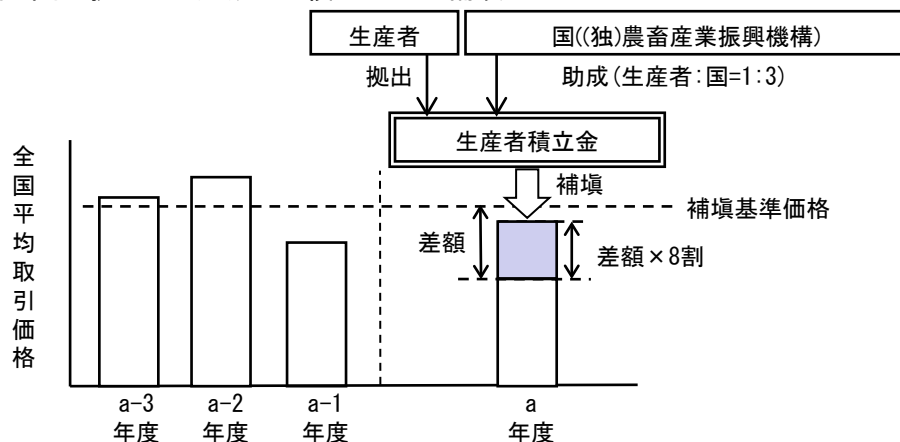
加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付



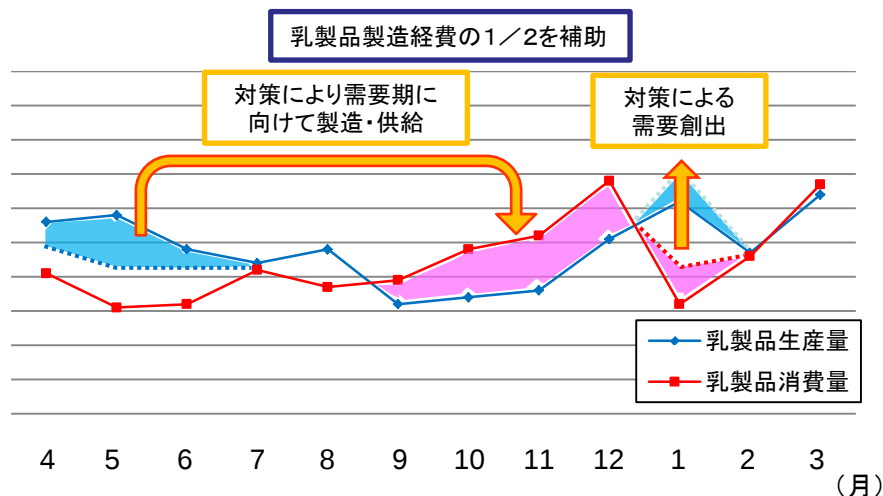
加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填



国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組を支援



国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策

【943（878）百万円】

対策のポイント

安全で品質の高い国産の牛乳・乳製品を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、生乳需要の維持・拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・条件不利地域への学校給食用牛乳の供給を支援することにより安定的な生乳需要を確保するとともに、国産生乳を用いた牛乳・乳製品の供給を支援することにより学校給食における生乳の利用拡大を図ることが必要です。
- ・また、少子化の進行に伴い、児童生徒数の減少が見込まれることから、学校給食以外の牛乳・乳製品の利用拡大を図り、牛乳・乳製品の需要を拡大することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量（795万t（20年度）→800万t（32年度））
- 学校給食で約40万klの牛乳の需要量を確保

<主な内容>

1. 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

遠隔地、離島など供給条件が不利な地域への学校給食用牛乳の供給を支援します。

2. 高付加価値牛乳地域利用推進事業

自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳の学校給食での供給を支援します。

3. 牛乳・乳製品利用拡大推進事業

学校給食における国産生乳を用いたヨーグルト等の提供、保育所等における牛乳飲用の拡大を支援します。

学校給食用牛乳等供給推進事業

913（864）百万円

補助率：定額、1／2以内

事業実施主体：乳業者、生産者等が構成する組織

4. 国産牛乳・乳製品の海外市場開拓のための支援

国産牛乳・乳製品の新たな需要の創出を図るため、中小乳業者等が本格的な輸出に取り組む際に必要となる輸送上の課題等の調査、試験的輸出の実施等の試行的取組を支援します。

牛乳乳製品海外市場開拓支援事業

15（0）百万円

補助率：定額、1／2以内

事業実施主体：乳業者、生産者等が構成する組織

5. 乳製品国際規格策定・品質確保活動のための支援〔再掲〕

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、国際乳製品規格に我が国の意見を反映させるための活動、乳製品の品質確保のための取組等を支援します。

乳製品国際規格策定・品質確保支援事業	16（14）百万円
（前年度：乳製品国際規格策定活動支援）	
	補助率：定額、1／2以内
	事業実施主体：（公財）日本乳業技術協会

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課（03-3502-5987）]

乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業（新技術活用型乳業等再編合理化推進事業）

〔組替新規〕

2,882(2,271)百万円の内数】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給や畜産物の産地における収益力向上を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化と新技術の活用による新商品の開発等に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・指定生乳生産者団体（指定団体）の更なる生乳流通コストの低減と機能強化のためには、集送乳の一元化及び需給調整機能の強化を加速することが必要です。
- ・また、飲用牛乳の消費が低迷する中、酪農家の経営安定に資するために、乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図るとともに、新技術等を活用した新商品の開発等を行うことにより、中小乳業の経営体質を強化することが必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標の達成

○ 生乳の生産量（795万 t（20年度）→800万 t（32年度））

<主な内容>

1. 牛乳・乳製品の安定供給のための施設整備への支援

集送乳の指定団体への集約・一元化による生乳流通コストの削減を図るとともに、中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、クーラーステーション及び乳業工場の施設の新增設や廃棄、新增設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援します。

強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数
交付率：都道府県の交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2、1/3、1/4、1/5以内)
事業実施主体：農業者団体、指定団体、事業協同組合、協議会等

2. 新技術等を活用した収益力向上のためのソフト面の取組への支援[組替新規]

集送乳の効率化又は乳業の再編整備に向けた取組を着実に推進するため、地域における課題の把握・検討、具体的な計画の策定や従業員の合理化への取組等を支援します。加えて、新技術等を活用した新商品の開発等に向けたソフト面での取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業（新技術活用型乳業等再編合理化推進事業）

2, 882（2, 271）百万円の内数

補助率：定額

事業実施主体：協議会等

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課（03-3502-5987）]

鶏卵生産者経営安定対策事業

【5, 189（5, 189）百万円】

対策のポイント

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援し、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定を図ります。

<背景／課題>

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、供給過剰を起こし易い生産の実態にあります。このため需給・価格の変動に応じ、鶏卵の価格差補填や需給改善を推進する取組を支援し、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る必要があります。

政策目標

食料・農業・農村基本計画における生産数量目標の達成
245万t（32年度）

<主な内容>

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填します。

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対して、成鶏1羽当たり210円以内の奨励金を交付します。

（補助率：定額、3／4以内、1／4以内
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3502-5990）]

食肉等の流通合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業(多様な需要創出型食肉等産地育成事業)

2,882(2,271)百万円の内数】

対策のポイント

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地育成を図るため、家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた流通処理施設の整備等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農業従事者の高齢化等に伴い家畜の生産構造が変化し、かつ、少子高齢化の進展や国民の健康志向の高まり等を背景として食肉等の消費構造が変化する中で、消費者・実需者ニーズを踏まえた、国産食肉等を安定的に供給する体制の構築が課題となっています。
- ・このため、食肉等流通処理施設(産地食肉センター、食鳥・鶏卵処理施設、家畜市場)の整備を行うことにより、家畜及び食肉等の流通・処理システムの効率化によるコストの低減や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るとともに、販売企画力や食肉等処理加工技術力の強化等、畜産物の産地におけるソフト面での取組を推進する必要があります。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標の達成

○牛肉の生産量(52万トン(20年度)→52万トン(32年度))

○豚肉の生産量(126万トン(20年度)→126万トン(32年度))

○鶏肉の生産量(140万トン(20年度)→138万トン(32年度))

○鶏卵の生産量(254万トン(20年度)→245万トン(32年度))

<主な内容>

1. 食肉等の安定供給のための施設整備への支援

安全で高品質な国産食肉等の供給体制を構築するため、流通・処理コストの低減や製品の高付加価値化等に必要な食肉等流通処理施設の整備を支援します。

また、「攻めの農林水産業」の実現に向け、輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設（米国、EU及びハラール認証の取得を必要とする国に牛肉を輸出する施設）の整備を支援する優先枠を創設します。

強い農業づくり交付金 23,385（24,422）百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2、1／3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体、事業協同組合等

2. 産地育成のためのソフト面の取組への支援

畜産物の産地育成のため、産地の関係者が作成した計画等に基づき、産地の販売企画力、食肉処理加工技術力、人材育成力の強化を図るとともに、地域における食肉等の流通合理化など産地育成に向けた検討を行うソフト面の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業（多様な需要創出型食肉等産地育成事業）
2,882（2,271）百万円の内数
補助率：事業費の1／2以内
事業実施主体：協議会

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課 （03-6744-2130）]